別表第五岡山の款高梁（新見）の項管轄区域の欄中「、真庭市のうち上中津井、下中津井、下呰部、上呰部、阿口、上水田、宮地、山田、五名」を削り、同款西大寺の項管轄区域の欄を次のように改める。

岡山市のうち東区、瀬戸内市

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（予防接種法施行規則の一部改正）

第二条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第三号中「厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）」を「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）」に改める。

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第三条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「第六百四十二条」を「第六百二十二条」に改める。

（戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正）

第四条　戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「入所しようとする国立保養所」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改め、同条第二項中「、国立保養所」を「、国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

第十六条の二第二項中「国立保養所」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第五条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）」を「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）」に改める。

（厚生労働省聴聞手続規則の一部改正）

第六条　厚生労働省聴聞手続規則（平成十二年厚生省労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国立保養所」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改める。

（不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第七条　不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十二年厚生省労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

「国立児童自立支援施設長 国立光明寮長 国立保養所長 国立知的障害児施設長　」	を「国立児童自立支援施設長」に改める。

○厚生労働省令第五十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十四条第一項及び第五十三条第一項、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第二号及び第四号、第三十五条第一項第四号並びに第四十二条の四第一項第二号、第三号及び第四号並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の二第一項第二号及び第四号並びに第二十七条の十一第一項第二号、第三号及び第四号の規定に基づき、障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（令第十七条第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定）

第二十六条の二　令第十七条第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第二十七条の見出し中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第一項第四号」に改め、同条中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第四号」に改め、「同項第一号」の次に「から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号」を加え、「同項第二号」を「同項第四号」に改める。

第二十八条から第三十条までを次のように改める。

第二十八条から第三十条まで　削除

第三十二条第一号中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第四号」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十四条第一項第二号中「利用者負担世帯合算額」の下に「（令第二十条第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）」を加え、同項第三号中「に係る支給決定障害者等利用者負担合算額」を「が同一の月に受けたサービスに係る令第二十条第一項各号に掲げる額を合算した額」に改める。

第三十四条の二中「第十七条第一項第二号から第四号まで」を「第十七条第一項第四号」に改める。

第三十四条の三中「第十七条第一項第二号から第四号までのいずれか」を「第十七条第一項第四号」に改める。

第三十五条第一項第四号中「船員保険法」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）」を、「国家公務員共済組合法」の下に「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を、「地方公務員等共済組合法」の下に「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を、「私立学校教職員共済法」の下に「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を加え、同項第十号中「前年度に」を削り、「前年度の」を「直近の」に改め、同条第二項第二号中「以下この節」を「第四十一条第六号、第四十四条第二号、第四十六条、第五十三条、第五十五条及び第五十六条」に改め、同条第四項中「にあっては、」を「であって、直近の支給認定に係る申請において」に改め、「医師の診断書」の下に「（高額治療継続者に該当する者にあっては、第二項第一号に掲げる医師の診断書及び同項第二号に掲げる第一項第九号の事項を証する書類）を添付しているときは、これ」を、「掲げる診断書」の下に「及び同項第二号に掲げる第一項第九号の事項を証する書類」を加える。

第三十八条の二を削る。

第三十九条第一号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、「第二十九条第一項」を「第十七条第一項第二号イ」に改める。

第五十四条中「第二十八条各号に掲げる給付」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三　船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四　国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金